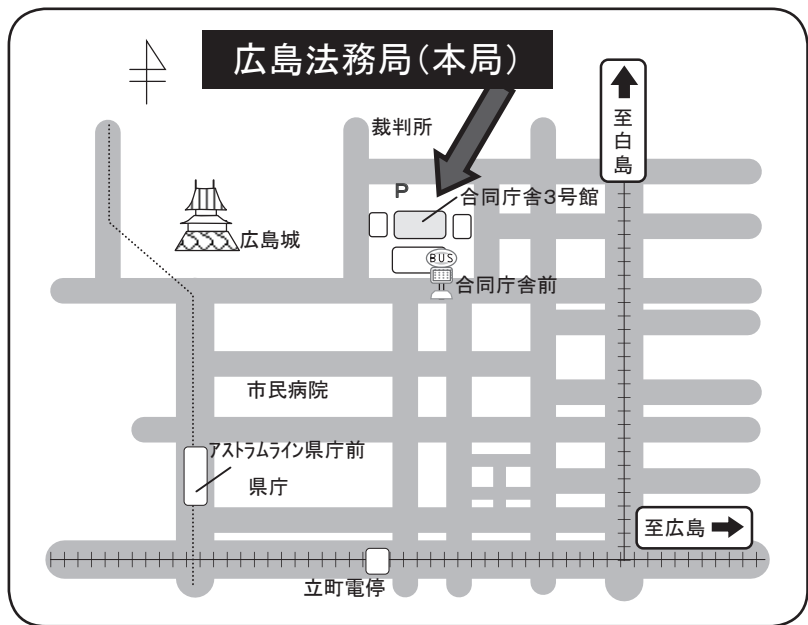


法務局海田出張所を廃止します

広島法務局
☎228-5201

広島法務局海田出張所は、平成24年9月14日(金)をもって廃止し、9月18日(火)に広島法務局本局に統合します。

○統合先
広島法務局
〒730-8506
広島市中区上八丁堀6-30
なお、統合に併せて次の窓口を開設します。



○法務局登記証明コーナー
場所◆安芸区役所
開設日時◆毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9時～16時30分(12時～13時を除く)
取扱事務◆
全国の土地・建物や会社・法人の登記事項証明書、会社・法人の代表者の印鑑証明書の発行
○登記相談所
場所◆ひまわりプラザ
開設日時◆10月以降の毎月第3水曜日 10時～15時(12時～13時を除く)

ご長寿 おめでとう ございます

社会福祉課
☎823-9207
☎823-9627

「長寿をお祝いして、対象者に祝品・祝金を贈呈します。」

【敬老祝品】

対象◆
平成24年8月1日に町内に居住し、平成24年1月1日から同年12月31日までに75歳以上になる人(ただし、配送日までに転出した人は除きます)
祝品◆味付海苔
配送時期◆9月中旬

【敬老祝金】

対象◆
平成24年8月1日に町内に居住し、平成24年1月1日から同年12月31日までに、77歳、88歳、100歳以上になる人
祝金の額◆
77歳 5千円
88歳 1万円
100歳以上 3万円

みんなで知ろう 認知症

長寿保険課
☎823-9609
☎823-9627

高齢化が進むにつれ、認知症の人が増えてきています。

認知症は誰でもなり得る病気です。未だ特效薬はありません。「認知症の人にはどう接したらいいのだろうか」と不安になったり、「もし自分が認知症になったらどうしよう」という悩みを持つ人もいます。

そこで今回は、一人でも多くの人が認知症を正しく理解し、認知症の人や家族の応援者となり、地域で支えていくヒントをつかんでもらうために「認知症サポーター養成講座」を開催します。ぜひ参加してください。

日時◆9月21日(金) 13時30分～15時
場所◆ひまわりプラザ4階ひまわりホール
対象◆町内在住で、認知症のことに関心のある人(介護経験のない人も歓迎)
内容◆認知症サポーターの養成
定員◆50人程度
参加費◆無料
申し込み◆不要(当日、直接会場へ)



9月10日～16日は
全国一斉

「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

社会福祉課
☎823-9207
☎823-9627

法務局・地方法務局および、都道府県人権擁護委員連合会では、虐待や差別など、高齢者や障がい者をめぐるさまざまな人権問題を積極的に把握し、問題解決のために援助する人権相談所を常時開設しています。

9月10日(月)から16日(日)までを、全国一斉強化週間とし、同週間中は、広島法務局および広島県人権擁護委員連合会においても、相談時間を延長して電話相談を受け付けます。

高齢者・障害者の人権あんしん相談

相談時間◆9月10日(月)～14日(金) 8時30分～19時
9月15日(土)・16日(日) 10時～17時
問い合わせ◆広島法務局人権擁護部 ☎082-2228-5790

「共に働く」社会をめざして

～9月は障害者雇用支援月間～

社会福祉課
☎823-9207
☎823-9627

9月は障害者雇用支援月間です。障がい者が安心して働くためには、事業主や職場の理解と協力が必要です。障がい者が自らの能力を活かし、障がいの有無に関わらず「共に働く」社会を実現しましょう。

発達障害福祉月間

～9月は発達障害福祉月間です～

こども課
☎823-9227
☎823-9627

発達障害とは、広汎性発達障害(自閉症など)、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害です。他人との関係づくりやコミュニケーションがとて苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てもアンバランスなようすが理解されにくい障害です。本人の努力不足、愛情不足、育て方の問題と誤解されることが多くあります。発達障害の人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、周囲の「気づき」と「適切なサポート」、そして私たち一人一人の理解が必要です。



国民年金

第3号被保険者の届け出について

広島南年金事務所 ☎253-7710

こんなとき	本人の変更後の種別	届け出先
・配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき ・配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ・配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ・配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号⇒第1号	役場
・本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号⇒第2号	本人の勤務先
・配偶者である第2号被保険者が転職などで加入する被用者年金制度が変わったとき(例えば厚生年金から共済組合)	第3号⇒第3号(種別は変わりませんが、届け出は必要です。)	配偶者の勤務先
・本人の住所が変わったとき	—	配偶者の勤務先

第2号被保険者(厚生年金保険や共済組合に加入)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

なお、国民年金保険料は、第2号被保険者が加入している年金制度が負担しますので、自ら納める必要はありません。

※第3号被保険者に該当したときの届け出以外に、第2号被保険者が転職や退職したときや、住所に変更があったときにも届け出が必要です。